

(配置転換)

第〇〇条 会社は、業務上の必要があるときは、従業員に配転を命ずることができる。

- 2 従業員は、正当な理由がない限り配転を拒むことができない。〈ただし、限定正社員については、この限りでなく、本人の同意を要するものとする。〉
- 3 第1項で定める配転とは、次のとおりとする。
 - (1) 配置転換…同一事業場内での担当業務等の変更
 - (2) 転勤…勤務地の変更を伴う所属部門の変更
 - (3) 職種変更…職種の変更
- 4 会社は、転勤を命じる場合において、子の養育又は家族の介護を行うことが困難となる従業員に対しては、当該従業員の子の養育又は家族の介護の状況に配慮するものとし、また、不利益が少なくなるよう努めるものとする。
- 5 配転命令は、辞令を交付して行う。ただし、一時異動のときは、これを省略することができる。
- 6 配転の効力は、辞令の発効日をもって生ずる。